

2024 年度事業報告書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

（本部事務局）東京都墨田区錦糸1丁目11-1 ノイエヤマザキ5階

（仙台事務局）宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7階

（関西事務局）兵庫県西宮市甲風園1丁目3-12 カミヤビル3階

I 事業概要

1. 事業構成

(1) 公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の①～⑯で構成される。

- ① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑨ 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑩ 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑪ 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑫ 鎌倉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑬ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供
- ⑭ 体験活動バウチャーの提供モデル事業
- ⑮ 児童等に対するアドバイザーの派遣
- ⑯ 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(2) 収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

- ① 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

※学校外教育バウチャーとは、児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに使用を限定した利用券（補助金）を指す。（以下、「バウチャー」「クーポン」という用語も同一の意味とする）

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒もしくはそれに準ずる学校に属する児童生徒又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者を指す。

2. 公益目的事業実施概要

次の①から⑬の公益目的事業を実施した。

名称	実施地域	受益対象者	当年度 受益者数	前年度 受益者数
① 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県等※	生活保護、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、一定所得以下の世帯の児童等	1,290名	961名
② 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供	石川県	「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者	449名	-
③ 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	佐賀県上峰町	町内に居住する中学生の保護者	342名	313名
④ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都渋谷区	区において生活保護を受給している世帯の小学1年生～中学3年生	18名	20名
⑤ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	千葉県千葉市	市内在住の生活保護受給世帯 または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生・6年生	209名	183名
⑥ 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都国立市	市内在住の生活保護受給世帯の小学生～高校生	16名	19名
⑦ 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都多摩市	市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生	19名	19名
⑧ 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	長野県長野市	市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者	27,532名	28,060名
⑨ 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都葛飾区	区が保護を実施している生活保護受給世帯の中学3年生及び高校2年生・3年生	6名	-
⑩ 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	東京都立川市	市が生活保護を実施している生活保護受給世帯の小学生、中学生及び高校生	10名	-
⑪ 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	神奈川県綾瀬市	市内在住の中学3年生の生徒で、生活保護又は就学援助費を受給している世帯	54名	-
⑫ 鎌倉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営	神奈川県鎌倉市	市内在住の中学生で、生活保護又は就学援助費を受給している世帯	121名	-
⑬ 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供	千葉県松戸市 柏市 流山市	生活保護、児童扶養手当受給世帯、又は住民税非課税世帯の中学3年生～高校3年生	201名	156名

⑭ 体験活動バウチャーの提供モデル事業	東京東部7区、岡山県岡山市、沖縄県那覇市、北海道札幌市など	実施地域に居住する生活困窮世帯の子ども等 ※詳細は各実施地域で定める	1,393名	159名
⑮ 児童等に対するアドバイザーの派遣	①、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の実施地域	①、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の対象者の一部	279名	269名
⑯ 学校外教育バウチャー普及啓発事業	全国	学校外教育バウチャー提供事業実施団体又は実施を希望する団体(自治体、NPO等)	8団体	12団体

※ 東日本大震災で被災した後、岩手県 宮城県 福島県から県外避難した者の居住地も含む

Ⅱ 事業内容

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 生活困窮世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

※一般公募による利用者募集方法（一般枠）のほか、利用申請が困難な子どもにバウチャーを提供することを目的に推薦枠を設置する。

i. 一般枠

(1) 実施内容

下記地域の生活困窮世帯の児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供した。

[岩手県 宮城県 福島県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 京都府 大阪府 兵庫県]

(2) 利用者人数

1,241名

①学齢別

小学生：24名 中学生：724名 高校生等：493名

※高校生等には進路が決まらずに高校を卒業した方も含む。

②地域別

岩手県：35名 / 宮城県：471名 / 福島県：45名 / 茨城県：1名 / 千葉県：81名 / 埼玉県：26名 / 東京都：285名 / 神奈川県：68名 / 長野県：1名 / 京都府：15名 / 大阪府：86名 / 兵庫県：126名 / 岡山県：1名

(3) バウチャー利用実績

①全体

給付額：272,900,000円

利用額：223,323,991円

利用率：81.8%（利用額／給付額）

②エリア別

地域	給付額	利用額	利用率
東 北（岩手県 宮城県 福島県）	122,800,000円	102,224,073円	83.2%
関 東（埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県）	100,950,000円	81,564,765円	80.8%
関 西（京都府 大阪府 兵庫県）	49,150,000円	39,535,153円	80.4%

(4) 実施スケジュール

- ・2024年4月 1日 継続利用者バウチャー利用開始
- ・2024年4月 24日 新規利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年5月 1日 新規利用者バウチャー利用開始
- ・2024年10月28日 民間団体と連携した一般公募枠の新規利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年11月 1日 民間団体と連携した一般公募枠の新規利用者利用開始
- ・2025年3月 5日 2025年度継続利用者決定（常務会による議決）
- ・2025年3月 28日 2025年度継続利用者バウチャー提供
- ・2025年3月 31日 バウチャー利用有効期限

ii. 推薦枠

(1) 実施内容

実施要綱で定める指定機関が支援している児童等の中で、生活困窮世帯や不登校の児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供した。

(2) 利用者人数

49名

①学齢別

小学生：22名 中学生：22名 高校生等：5名

②地域別

岩手県：1名 / 宮城県：15名 / 福島県：8名 / 東京都：10名 / 京都府：5名 / 大阪府：8名 / 兵庫県：2名

(3) バウチャー利用実績

給付額：5,343,000円

利用額：4,100,049円

利用率：76.7%（利用額／給付額）

(4) 実施スケジュール

- ・2024年7月1日～随時 新規利用者決定（常務会による議決）、バウチャー利用開始
- ・2025年3月31日 バウチャー利用有効期限

2. 能登半島地震で被災した児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

学校外教育バウチャー実施要綱に基づき、「令和6年能登半島地震」で被災した子どもたちに対して、学校外教育バウチャーを提供し、緊急支援を実施した。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

- ①「令和6年能登半島地震」で被災した小学校1年生から高校3年生の保護者であること
- ②「令和6年能登半島地震」で次のいずれかの被害を受けていること
 - ・「住家全壊」または「住家半壊」
 - ・世帯の主たる生計維持者が「死亡」または「行方不明」

(3) 利用者人数

252世帯449名

①学齢別

小学生：185名 中学生：137名 高校生等：127名

②被災状況別

住家全壊：75世帯 住家半壊：177世帯

(4) バウチャー利用実績

給付額：14,570,000円

利用額：11,502,072円

利用率：78.9%（利用額／給付額）

(5) 実施した業務

本事業は、他団体と協働して実施したため、次のとおり当法人の業務範囲を定めた。なお、本バウチャーは領収書精算方式にて支給、精算した。

- ① 資金調達
- ② 寄付の受け入れ及びバウチャーの発行
- ③ 利用者募集業務

(6) 実施スケジュール

- ・2024年4月 10日 利用者募集開始
- ・2024年6月 19日 第一次利用者決定（常務会による議決）

- ・2024年7月 1日 第一次利用者バウチャー利用開始
- ・2024年7月 3日 第二次次利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年7月 20日 第二次利用者バウチャー利用開始
- ・2025年3月 31日 バウチャー利用有効期限

(7) 事業実施等

（実施主体）公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

（協 力）特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 他

3. 上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

上峰町内に居住する中学生の保護者

(3) 交付人数

342名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

9,870,000円

②利用期間

2024年8月1日～2025年2月28日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用希望先の聴取」、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 7月26日 交付通知書・バウチャー発送
- ・2024年 8月 1日 バウチャー利用開始
- ・2025年 2月28日 バウチャー利用有効期限

4. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える小学生・中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

東京都渋谷区に居住する小学生・中学生の児童生徒で、申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(3) 交付人数

18名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,000,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日まで

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」か

らなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・ 2024年 4月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・ 2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

5. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

千葉市在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学校5年生及び6年生

(3) 交付人数

209名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

22,520,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日まで

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」か

らなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 4月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

6. 国立市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもの学校外学習の機会を確保していくことで、貧困の連鎖を防止することに繋げていくため、経済的困難を抱える小学生から高校生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学生から高校生

(3) 交付人数

16名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

1,900,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 4月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

(7) 協力・連携

一般社団法人リング・リンクくにたち

7. 多摩市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、貧困を理由に学校外学習の機会を失ってしまう子どもたちの自立促進を支援することを目的に、経済的困難を抱える世帯の小学4年生から高校3年生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の生活保護受給世帯の小学4年生～高校3年生

(3) 交付人数

19名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

2,729,308円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・ 2024年 4月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・ 2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

8. 長野市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供することを目的に、市内に居住するすべての小学生・中学生を対象に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子どもの養育者

(3) 交付人数

27,532名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

825,960,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から③の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 4月 5日から随時 バウチャー利用開始
- ・2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

(7) 協力・連携

株式会社ながのアド・ビューロ

9. 葛飾区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学習塾等にかかる経費について、クーポン券での支払い方式を導入することで、立て替え払いが困難な世帯の制度利用を促進する。また、学習塾選びや入塾手続きの支援、進路相談等を行う利用者支援を導入することで学習環境を整え自立促進に繋げる事業である。

(2) 事業の対象者

区が保護を実施している生活保護受給世帯の中学3年生及び高校2年生・3年生

(3) 交付人数

6名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

870,090円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から③の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項

変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「クーポン再交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・ 2024年 7月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・ 2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

10. 立川市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、学習環境整備費として学習塾等にかかる経費についてクーポン券方式を導入し、立て替え払いが困難な世帯の学習塾の利用を促進する。また、学習塾選びや入塾手続きの支援、進路相談等の学習支援コーディネートを行い、子どもの学校外学習の機会の確保をサポートする事業である。

(2) 事業の対象者

市が生活保護を実施している生活保護受給世帯の小学生、中学生及び高校生

(3) 交付人数

10名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

921,110円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・ 2024年 10月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・ 2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

11. 綾瀬市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、経済的な理由などにより、家庭で十分な学習が行えない中学3年生に対して、学習塾に通う費用に使えるスタディクーポンを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の中学3年生の生徒で、以下のいずれかにあてはまる者

1. 生活保護受給世帯に属していること
2. 就学援助費を受給していること

(3) 交付人数

54名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

4,010,000円

②利用期間

利用決定日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項

変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「事業者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 8月 1日から随時 バウチャー利用開始
- ・2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

12. 鎌倉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

本事業は、経済的な理由から、学校外教育を受けられない子どもたちに対して、鎌倉市、民間団体と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

市内在住の中学生で、生活保護又は就学援助費を受給している世帯

(3) 交付人数

121名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

6,050,000円

②利用期間

2024年11月1日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年 11月1日から随時 バウチャー利用開始
- ・2025年 3月31日 バウチャー利用有効期限

13. 民間団体と連携した学校外教育バウチャーの提供

(1) 事業の概要

経済的な理由から、学習塾等の学校外教育を受けられない生徒に対して、民間の財団と連携し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 事業の対象者

次の2点に当てはまる者を対象とする。

①千葉県松戸市、柏市、流山市内に住んでいる中学3年生～高校3年生であること

②世帯の経済状況について、次のア～ウのいずれかに当てはまること

ア. ①の保護者が、生活保護の適用を受けている

イ. ①の保護者が、児童扶養手当の支給を受けている※

ウ. ①の世帯の2023年度の住民税・均等割が非課税である

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない場合もイの対象に含む。

(3) 交付人数

201名

(4) バウチャー提供額・利用期間

①総額

40,200,000円

②利用期間

継続利用者 2024年4月1日から2025年3月31日

新規利用者 2024年5月1日から2025年3月31日

(5) 実施した業務

以下の①から④の業務を実施した。

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

②事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

③バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「検証・分析」からなる。

(6) 実施スケジュール

- ・2024年4月 1日 継続利用者バウチャー利用開始
- ・2024年4月 17日 新規利用者決定（常務会による議決）
- ・2024年5月 1日 新規利用者バウチャー利用開始
- ・2025年3月 5日 2025年度継続利用者決定（常務会による議決）
- ・2025年3月 28日 2025年度継続利用者バウチャー提供
- ・2025年3月 31日 バウチャー利用有効期限

(7) 助成・協力

公益財団法人マブチ国際育英財団

14. 体験活動バウチャーの提供モデル事業

(1) 事業の概要

子どもの体験格差の解消を目指して、各地域の支援団体等（子ども・子育て支援団体、生活困窮者支援団体、その他の支援団体等）と協働し、子どもに対して体験活動に用途を限定したバウチャーを提供するモデル事業である。

(2) 各地域のプロジェクトの対象・人数等

	対象者	提供人数	提供額（総額）	実施エリア
北海道事業	生活困窮家庭の小学生	15名	615,000	札幌市手稲区
東東京事業		88名	5,580,000	墨田区、江東区、荒川区、台東区、江戸川区、葛飾区、足立区
岡山事業		46名	533,000	岡山市

沖縄事業		42名	2,781,000	那覇市
墨田区限定事業	墨田区の小学生	1,202名	6,616,000	墨田区

※墨田区内で夏季限定事業については、所得制限なしの対象にて実施した。

(5) 実施した業務

以下の①、②の業務を実施した。

①支援金の受け入れ

バウチャーの原資となる支援金の受け入れ及び管理

②以下の業務の運営

ア. 利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「利用者申請受付」、「利用決定通知」、「利用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」からなる。

イ. 事業者関係業務

事業者関係業務は、「事業者募集」、「事業者登録申請受付」、「登録（受理・不受理）通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・事業者サポート」、「事業者情報管理」、「事業者登録事項変更」からなる。

ウ. バウチャー関係業務

バウチャー関係業務は、「クーポン交付」、「事業者への支払」、「クーポン利用情報管理」からなる。

エ. 情報発信業務

「資金調達、連携団体募集のための情報発信」、「子ども、保護者、教育事業者等へのリサーチ」、「リサーチ結果等の情報発信」からなる。

(6) 事業実施団体等

①事業運営

当法人、特定非営利活動法人こども共育サポートセンター（北海道札幌市）、特定非営利活動法人チャリティーサンタ（岡山県岡山市）等

②助成・協力

みてね基金

15. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 概要

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行った。

(2) ブラザー・シスターの人数

106名（仙台：70名 東京：36名）

(3) 面談実績

①面談人数

279名

②面談回数

1,822回

(4) 研修の実施

ブラザー・シスターは、次の①、②の研修を受講し、必要なスキル・知識等を習得した。

①養成研修

子どもの貧困・教育格差やコミュニケーションスキル等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成するための研修を実施した。

ア 仙台

- ・実施日：2024年6月30日
- ・実施場所：仙台市三本松市民センター（仙台市青葉区堤町3丁目23番1号）
- ・養成人数：28名

イ 東京

- ・実施日：2024年7月7日
- ・実施場所：江東区文化センター（江東区東陽4-11-3）
- ・養成人数：15名

②定期研修

専門家等から助言や講義を受け、児童等との関わりで生じた課題を解消するための研修を定期的に実施した。

ア 仙台

- ・2024年9月25日、9月28日 下記会場で実施
 - 9月25日 宮城野区中央市民センター（仙台市宮城野区五輪2丁目12-70）
 - 9月28日 仙台市市民活動サポートセンター（仙台市青葉区一番町4丁目1-3）
- ・2024年12月4日、12月7日 下記会場で実施
 - 12月 4日 エル・パーク仙台（仙台市青葉区一番町4-11-1）
 - 12月 7日 仙台市生涯学習支援センター（仙台市宮城野区榴岡4丁目1番8号）

イ 東京

2024年4月～2025年3月の期間で月に1回、他のブラザー・シスターや職員と、児童等との関わりで生じた悩みや課題を共有、検討する会議を実施した。

16. 学校外教育バウチャー普及啓発事業

(1) 概要

学校外教育バウチャー提供事業を実施する又は実施を希望する団体を相談・助言、助成により支援し、学校外教育バウチャー事業の普及啓発を行う事業である。

(2) 対象者

学校外教育バウチャー提供事業を実施団体または実施を希望する団体（自治体、NPO等）

(3) 支援団体数

7自治体

(4) 支援の流れ

- ・相談・助言希望者から申し込みの受付
- ・当法人役職員が先方からの相談に応じ、必要に応じて助言を実施
- ・相談・助言の方法は、面談、メール、電話等で実施

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 民間団体授業料等減免制度の制度設計支援

(1) 事業の概要

本事業は、他団体が運営する授業料等の減免制度の制度設計、審査基準作成等の業務運営支援を行うものである。

(2) 支援対象の団体

軽井沢風越学園

(3) 事業の期間

2024年4月1日から12月31日

(4) 実施内容

①授業料等減免制度の設計

応募資格、審査基準・審査方法、給付額等の設計、提案

②関連資料作成

利用者募集に関連する各種様式（応募要項、申請書等）の作成

③その他、付随する業務

申請受付、審査手順等のレクチャー等、本事業に付随するその他の業務

Ⅲ 会議記録

1. 理事会

(1) 2024年4月1日（書面決議）

第1号議案 本部事務局業務の一部の委託に関する件

(2) 2024年6月11日

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 東京事務所（東京都墨田区錦糸1丁目11-1
ノイエヤマザキ5階）にて実施

第1号議案 2023年度事業報告に関する件

第2号議案 2023年度決算案を社員総会に提案する件

第3号議案 2023年度下半期における代表理事等の業務執行状況の報告に関する件

第4号議案 2024年度事業計画の修正に関する件

第5号議案 2024年度補正予算に関する件

第6号議案 指定寄付金・賛助会費種別・使途の修正に関する件

第7号議案 本部事務局業務の一部の委託に関する件

(3) 2024年7月17日（書面決議）

第1号議案 能登半島地震緊急支援における追加助成に関する件

第2号議案 本部事務局業務の一部の委託に関する件

(4) 2024年10月6日（書面決議）

第1号議案 本部事務局業務の一部の委託に関する件

(5) 2024年12月17日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ オフィス（東京都渋谷区恵比
寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー12F）にて実施

第1号議案 2024年度スタディクーポン事業指定寄付金・賛助会費の配分に関する件

第2号議案 2025年度継続バウチャー利用者審査基準に関する件

第3号議案 2025年度CFCバウチャー事業における新規対象者及び審査基準に関する件

第4号議案 2025年度能登半島地震支援における新規対象者及び審査基準に関する件

第5号議案 2024年度上半期における代表理事等の業務執行状況の報告に関する件

第6号議案 指定寄付金の使途変更に関する件

(6) 2025年2月7日（書面決議）

第1号議案 能登半島地震支援事業における業務委託に関する件

(7) 2025年2月23日（書面決議）

第1号議案 包括遺贈の受諾に関する件

(8) 2025年3月19日

SUMIDA INNOVATION CORE ROOM 03（東京都墨田区錦糸4-17-1ヒューリック錦糸町コラボツリー 4階）にて実施

第1号議案 2025年度役員報酬の額を社員総会に提案する件

第2号議案 旅費規程の改定に関する件

第3号議案 寄付金等取扱規程の改定に関する件

第4号議案 本部事務局業務の一部の委託に関する件

第5号議案 2025年度事業計画に関する件

第6号議案 2025年度収支予算に関する件

2. 社員総会

(1) 2024年6月26日 定時社員総会（書面決議）

第1号議案 2023年度決算案に関する件

(2) 2025年3月26日 臨時社員総会（書面決議）

第1号議案 2025年度役員報酬の額に関する件

3. 人事委員会

(1) 2025年3月19日

SUMIDA INNOVATION CORE ROOM 03（東京都墨田区錦糸4-17-1ヒューリック錦糸町コラボツリー 4階）にて実施

第1号議案 2025年度職員給与に関する件

第2号議案 2025年度役員報酬の額を理事会に提案する件

4. 常務会

・ 頻 度 2024年4月3日から週1回程度39回開催（オンライン実施）

・ 出席者 今井 悠介、奥野 慧（代表理事）

※2024年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。